

2026年5月作成

会員企業限り

2026年度 日本機械輸出組合 国際税務研究会への委員参加の誘い

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| I. 国際税務研究会の目的、新規委員の募集について ----- | 3 |
| II. 日本企業における国際税務対策強化の必要性について ----- | 4 |
| III. 2026年度「国際税務研究会」運営要領 ----- | 6 |
| IV. 2026年度 年間の講演企画（予定） ----- | 8 |
| V. 2025年度国際税務研究会の開催結果 ----- | 9 |
| VI. 国際税務研究会への参加方法 ----- | 11 |

I. 国際税務研究会の目的、新規委員の募集について

1. 目的

国際税務政策及び租税条約に関する政府当局への提言、海外主要国・地域の最新税制への対応、情報提供等により、我が国機械輸出関連企業における国際展開を税務面から支援することを目的としています。

2. 新規委員の募集について

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の前は、当組合の委員会・セミナー等の会合は、当組合会議室での対面参加により開催していました。コロナ感染症を契機に、オンラインを活用した会合が社会的に一般化し、現在、当組合の委員会・セミナー等の会合はハイブリッド形式（オンライン、対面の併用）で開催しています。

これにより、当組合会合への参加の際には、当組合への移動の必要がなくなり、また、首都圏外に本社・事業所等を置く会員企業関係者についてもオンラインで会合に参加することが可能となりました。

会議インフラの整備など物理的な環境変化により会合への参加が容易になったこと、また、会員企業の国際税務への対応強化に資するため、国際税務研究会の新規委員を募集しています。

3. 国際税務研究会の参加委員について

現在、当研究会には、委員会社26社より参加を頂いております。

（委員会社：伊藤忠商事、荏原製作所、川崎重工業、キヤノン、クボタ、小松製作所（コマツ）、島津製作所、シャープ、住友商事、セイコーエプソン、ソニーグループ、ダイキン工業、大同特殊鋼、東芝、ニコン、日揮ホールディングス、日本精工、日本電気（NEC）、パナソニックホールディングス、日立製作所、富士通、富士通ゼネラル、本田技研工業、丸紅、三菱重工業、三菱電機）

Ⅱ. 日本企業における国際税務対策強化の必要性について

1. 総括

近時、グローバルに事業を展開する日本企業にとって、国際的な事業環境における制度やルールの整備はますます重要性を増しています。

国際課税の分野においても例外ではなく、長年にわたってOECD等を中心にBEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトとして新たな国際課税のルール作りが行われてきました。現在、それに基づいて、各国国内法への導入と執行が進められています。また、日本企業の進出先国の税制への対応も重要な課題となっています。

このため、国際税務研究会では、国際課税ルール（BEPS）の制度設計と各国における法制化の動きや、海外主要国・地域（米国、EU、インド、中国等）の最新税制の動向、さらに移転価格税制や外国子会社合算税制（CFC税制）など国際税務をめぐる課題や対応策について検討を行っています。

また、当研究会では、毎年、我が国機械産業の海外事業活動の円滑化や国際税務実務の合理化等に資するため、国際課税制度に係る税制改正要望を取りまとめて、日本政府に具申しています。

【参考】（※日機輸ホームページの閲覧には、メンバーズ会員への登録（IDとパスワード）が必要となります。）

日機輸・[令和8年度税制改正要望](#)

（提出先：経済産業省 経済産業政策局 投資促進課、提出日：2025年7月28日）

[経産省の税制改正要望への日機輸令和8年度税制改正要望の反映について](#)

Ⅱ. 日本企業における国際税務対策強化の必要性について（続き）

2. 国際課税制度をめぐる課題

（1）国際課税ルール（BEPS）の制度化動向

現在、市場国への新たな課税権の配分に関する第1の柱（ピラー1）と、グローバル・ミニマム課税に関する第2の柱（ピラー2）の制度設計が国際的な枠組みにおいて進められています。企業や納税者の税実務の負担軽減や税の安定性確保等の観点から、各国が国際合意を超えて独自の課税制度や不透明な徴税執行が行われないう国際ルールとの調和を実現していく必要があります。また、海外諸国の税制においてもBEPSに基づく法制化が進む中、各国・地域の最新税制の動向を把握することで国際税務に適切に対応していく必要があります。

（2）租税条約

国際的二重課税排除の観点から、配当・利子・使用料など投資所得に係る源泉地国課税の減免や、恒久的施設（PE）認定とその帰属利得の算定において条約遵守が着実に実行されるよう、租税条約による国際協調の推進は重要な課題となっています。

（3）我が国の国際課税制度

我が国の移転価格税制や外国子会社合算税制（CFC税制）等においては、企業と課税当局との間の見解の相違による係争が多々見られることから、税実務における対応策を検討する必要があります。

（4）米国税制の動向

2025年1月に発足した第2次トランプ政権は、OECDの国際課税ルール（BEPS）からの離脱を表明しました。これにより、米国の税制が国際的に与える影響や今後の国際課税ルールの動向において不透明感が生じており、我が国の国際課税における新たな制度導入や執行にあたっては慎重に対応する必要があります。

Ⅲ. 2026年度「国際税務研究会」運営要領

1. 2026年度国際税務研究会の目的

2026年度は、国際課税ルール（BEPS2.0）の制度設計と各国税制への導入の動き、海外主要国・地域の最新税制に関する情報収集・提供と税実務の対応検討、国際課税制度をめぐる税制改正要望等を通じて、我が国機械輸出関連企業による機械輸出貿易の健全な発展と海外事業展開を税務面から支援することとする。

2. 検討課題

（1）令和9年度税制改正要望の作成

当組合会員企業による機械輸出貿易の健全な発展、海外事業活動の円滑化、国際税務実務の合理化等に資するため、令和9年度税制改正に係る要望・意見を具申。

（2）国際課税ルール（BEPS2.0）の制度設計・各国法制化に関する動向フォロー

国際課税ルール（BEPS2.0）の制度設計に関する国際的な動向（OECD/G20 BEPS包摂的枠組み（IF）の動き）、および各国国内法への導入に関して最新情報を提供、必要に応じて政府等に意見具申。とりわけ、各国で導入が進むグローバル・ミニマム課税と米国ミニマム課税の共存システムに関するOECDの「Side-by-Sideパッケージ」に基づく制度化の動向を注視し、企業としての対応を検討。

（3）当組合会員企業の海外事業活動における国際税務実務への対応支援

- 1) 海外主要国・地域（米国、中国、インド、EU等）の最新税制の動向をフォロー
- 2) 最近の我が国の租税条約の締結・改正に関する動向をフォロー
- 3) 最近の我が国企業を取り巻く国際税務上の問題・課題の検討（移転価格税務訴訟、外国子会社合算税制（CFC税制）への対応等）

Ⅲ. 2026年度「国際税務研究会」運営要領（続き）

3. 実施方法・実施場所・事業成果の公表方法

（1）実施方法

委員企業の実務家（国際税務・経理・財務部門等の担当者）および租税専門家（弁護士、公認会計士、税理士等の有識者）をもって構成する研究会を設置して、課題の検討を行う。また、必要に応じて提言等を取りまとめて内外政府等に対し要望を行う。

（2）実施場所

日機輸出会議室をハブとしたハイブリッド会議（対面、オンライン）により開催する。

（3）事業成果の公表方法

報告書、要望書、講演録等を作成して随時、日機輸出ホームページ「[国際税務関連情報](#)」および会報誌「[JMCジャーナル](#)」（電子版）に掲載し、当組合会員企業、政府関係者等に情報を提供する。また適宜、当組合会員向けにセミナーを開催し、会員企業の税実務に資することとする。

4. 事業の完了時期

2027年3月31日（年間6回程度の開催を予定）

IV. 2026年度 年間の講演企画（予定）

| | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 |
|-----|--|--|---|--|--|---|
| 日程 | 5月 | 5～6月 | 9月 | 11月 | 12月 | 2027年2月 |
| テーマ | ①国際税務の最新事情に関する解説 ②令和9年度税制改正要望に関する討議 | ①令和8年度法人税関係（国際課税）に関する改正の解説 ②令和9年度税制改正要望に関する討議 | 令和9年度経済産業省税制改正要望（国際課税部分）について | 各国・地域（米国、インド、EU等）税制の最新事情 | 各国・地域（米国、インド、EU等）税制の最新事情 | ①令和9年度経済産業関係税制改正（「税制改正大綱」に記載の国際課税部分） ②令和10年度国際税務研究会の課題検討 |
| 講師 | ①国際税務専門家 | ①財務省 主税局 | 経済産業省 経済産業政策局 投資促進課 | 国際税務専門家 | 国際税務専門家 | ①経済産業省 経済産業政策局 投資促進課 |
| 内容 | ①国際課税の制度設計（BEPS2.0）を含む国際税務の最新事情と、税実務上の対応策について知見を得るため、講演と質疑・意見交換を実施。 ②令和9年度税制改正要望（素案）について審議。 | ①令和8年度法人税関係のうち国際課税に関する改正について理解を深めるため、講演と質疑・意見交換を実施。 ②令和9年度税制改正要望（素案）について審議。 | 経済産業省における令和9年度税制改正要望（国際課税部分）の論点について講演と質疑・意見交換を実施。 | 各国・地域（米国、インド、EU等）税制の最新事情と、税実務上の対応策について知見を得るため、講演と質疑・意見交換を実施。 | 各国・地域（米国、インド、EU等）税制の最新事情と、税実務上の対応策について知見を得るため、講演と質疑・意見交換を実施。 | ①「令和9年度税制改正大綱」における経済産業関係（国際課税部分）の説明を伺い、令和10年度税制改正要望の参考に資する。 ②令和10年度国際税務研究会の検討課題について審議。 |

VI. 2025年度国際税務研究会の開催結果

【第1回】（※以下リンクを開くと講演録を閲覧できます。）

日時：2025年5月28日（水）

議題1．「[BEPS2.0等国際税務の最新動向と税実務上の留意点](#)」

講師：デロイト トーマツ税理士法人 シニアアドバイザー 山川博樹氏

議題2．日機輸「令和8年度税制改正要望」に関する討議

【第2回】

日時：2025年7月8日（火）

議題1．「[最近の移転価格課税事案を巡る裁判例と税実務の対応](#)」

講師：藤枝TP法律事務所 弁護士 藤枝純氏 / TMI総合法律事務所 顧問 角田伸広氏

議題2．日機輸「令和8年度税制改正要望」に関する討議

【第3回】

日時：2025年9月16日（火）

議題：「令和8年度経済産業省税制改正要望（国際課税部分）について」

報告者：経済産業省 経済産業政策局 投資促進課 課長補佐 藤岡新氏

【第4回】

日時：2025年10月24日（金）

議題：「[2025年米国税制改正～法人税・クロスボーダー規定と日本企業への影響～](#)」

講師：EY税理士法人

国際税務・トランザクションサービス部 USタックスデスク シニア・テクニカル・アドバイザー 秦正彦氏

EY米国

国際税務・トランザクションサービス部 国際税務アドバイザー パートナー 野本誠氏

VI. 2025年度国際税務研究会の開催結果（続き）

【第5回】

日時：2025年12月11日（木）

議題：「[欧州の税制の最新動向と日本企業の対応課題・留意点](#)」

講師：デロイト オランダ シニアマネージャー 野田悠太氏
デロイト オランダ シニアマネージャー シャルホーブ・アラン氏
デロイト ベルギー シニアマネージャー 松井智迪氏
デロイト トーマツ税理士法人 シニアアドバイザー 山川博樹氏
デロイト トーマツ税理士法人 パートナー 三浦正暁氏

【第6回】

日時：2026年2月5日（木）

議題1. 「令和8年度経済産業関係税制改正について（国際課税関連）」

報告者：経済産業省 経済産業政策局 投資促進課 課長補佐 藤岡新氏

議題2. 「2026年度国際税務研究会の取組課題」に関する報告、および、
日機輸「令和9年度税制改正要望」の作成方針に関する討議

【JMCIキスパートセミナー（国際税務）】

日時：2026年2月17日（火）

演題：「[最近の中国税制・中国税務の留意点と対応策](#)」

講師：上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング 代表 鈴木康伸氏

（※講師の役職・肩書等は、講演当時のものとなります。）

Ⅶ. 国際税務研究会への参加方法

国際税務研究会に委員として参加を希望される場合は、参加委員に関し、下記事項（①～⑥）について、当組合事務局までメールにてご連絡ください。**委員参加資格があるのは、組合員企業（正会員）になります。**

当研究会への参加の際には、委員登録をされた方以外にも、講演テーマ等に応じて、代理参加者、追加参加者による参加も可能です。

※組合員企業一覧

<https://www.jmcti.org/publication/kumiaiin.php3>

- ①会社名
- ②所属・役職
- ③氏名（ふりがな）
- ④会社住所
- ⑤電話番号
- ⑥Eメールアドレス

【連絡先・問い合わせ先】

日本機械輸出組合

貿易関連制度グループ 担当：長岡

105-0011 東京都港区芝公園3-5-8（機械振興会館4階）

TEL：03-3431-9230

E-mail：nagaoka@jmcti.or.jp



日本機械輸出組合

【免責事項】

本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、JMCがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

JMCは、本資料の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

日本機械輸出組合

貿易関連制度グループ

105-0011 東京都港区芝公園3-5-8（機械振興会館4階）

TEL : 03-3431-9230

<https://www.jmcti.org/>
